

現在の規制内容について

平成 13 年 11 月 30 日 日本道路公団公示第 91 号、首都高速道路公団公示第 2 号による。(網掛けは首都高速道路公団の公示のみの表記)

通行禁止品目

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示	
項 目	品 名
火 薬 類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に 供せられる硝酸エステル 煙火 (がん具煙火を除く。)
火 外 性 薬 の 物 類 の 質 以 爆 発	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表 示	
項 目	品 名
毒 物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇 物	クロルピクリン
毒 以 性 物 の 物 ・ 有 質 劇 毒	二酸化窒素 (四酸化窒素) その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示	
項 目	品 名
水 以 性 又 は 発 空 火 性 気 と 有 作 用 ず す る 物 質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

通行制限品目

1 火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10 キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5 キログラム以下	
火工品	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100 個以下	
	導火管付き雷管		25 個以下	
	銃用雷管		10,000 個以下	
	実包 空包		1,000 個以下	
	導爆線		100 メートル以下	
	制御発破用コード		20 メートル以下	
	導火線		2,000 メートル以下	
	信号えん管 信号火せん		100 個以下	
	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料をなす火薬 10 キログラム又は爆薬 5 キログラム以下	
	がん具煙火		がん具煙火	

2 高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	アクリロニトリル アクロレイン 亜酸化窒素 アセチレン アセトアルデヒド アルシン アンモニア イソブタン 一酸化炭素	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積 60 立方メートル以下 液化ガスの場合は、600 キログラム以下	120 リットル未満	高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。

<p>可燃性ガス及び 毒性ガス</p>	<p>エタン エチレン エチルアミン エチルベンゼン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化エチル 塩化ビニル 塩化メチル(カドメチル) 塩素 クロロブレン 五フッ化ヒ素 五フッ化リン 酸化プロピレン 三フッ化窒素 三フッ化ホウ酸 三フッ化リン シクロプロパン ジエチルアミン 四フッ化硫黄 四フッ化ケイ素 ジボラン ジメチルアミン 臭化メチル(ブロムメチル) 水素 石油ガス セレン化水素 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) 二硫化炭素 ブタジエン ブタン ブチレン ふつ素 プロパン プロピレン ベンゼン メタン メチルエーテル メルマルブタン モノゲルマン モノシラン モノメチルアミン 硫化水素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス保安法 に規定する可燃性ガス 及び毒性ガス</p>				
-------------------------	--	--	--	--	--

酸素	酸素			
不活性ガス	アルゴン		圧縮ガスの場合は、ガス容積 90 立方メートル以下	圧縮ガスの場合は、120 リットル未満
	空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス			
注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。				

3 毒物又は劇物

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。） 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれ含有する製剤			

4 消防法別表に掲げるもの

表 示			車両の種類	要 件	
項目	品 名	性 状 等		積 載 数 量	その他
第一類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で	普通自動車及び四輪以上の小型自	第一種酸化性固体 50 キログラム未満 第二種酸化性固体 300	消防法その他関係法令で定

・酸化性固体	亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	消防法別表備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	自動車	キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	[1]項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 [2]その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	鉄粉 金属粉 マグネシウム			500キログラム未満 第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			1,000キログラム未満	
	引火性固体				
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第8号に掲げる性状を示すものとする。 ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	黄りん			20キログラム未満	
	アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) アルカリ土類金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	

	するもの				
第四類・引火性液体	特殊引火物	[1]項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	第一石油類			非水溶性液体 200 リットル未満 水溶性液体 400 リットル未満	
	アルコール類	400 リットル未満			
	第二石油類	[2]その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第11号から第14号までによるものとする。 非水溶性液体 1,000 リットル未満 水溶性液体 2,000 リットル未満			
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	[1]項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 [2]品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10 キログラム未満 第二種自己反応性物質 100 キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300 キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表備考第21号によるものとする。					
2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。					

5 腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200 キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフルル		400 キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	そ の 他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。

2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。

3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。